

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和6年12月17日(火) 参・法務委
打越 さく良 議員(立憲)

5問 地域手当の支給を取りやめ、その分、全国一律に裁判官・検察官の報酬・俸給月額を引き上げるべきではないか、法務大臣に問う。

○ 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額については、一般の政府職員の俸給表に準じて改定する方法をとっている。

このような方法は、

- ・ 裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、
- ・ 人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮する

という理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考えている。

○ その上で、一般の政府職員が受ける地域手当は、地域の民間給与水準をより的確に反映させるものであるところ、全国各地で勤務する裁判官・検察官についてもこれに準じて取り扱うことは、合理性があると認識している。

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考2) 地域手当

地域の民間賃金水準を国家公務員の給与へ適切に反映させるために、民間賃金水準が高い地域の国家公務員の給与水準を調整する手当として、国家公務員の給与制度として設けられているもの。

(参考3) 令和4年11月10日参議院・法務委員会における加田裕之議員に対する政府参考人（司法法制部長）の答弁

○政府参考人（竹内努君） 裁判官、検察官の人材確保のためには、より多くの有為な人材が法曹を志望していただけるような環境整備が必要、重要であると認識をしております。

そのための取組といたしまして、法務省としては、法曹の魅力や幅広い分野での活躍についての積極的な情報発信などに取り組んでいるところでございます。

加えまして、裁判官、検察官の人材確保のためには、職務や社会の変化に対応した給与水準の確保もまた重要であると認識をしております。

委員御指摘の弁護士でございますが、一般的には、自ら

顧客と契約を締結し、その契約に基づいて経費を負担しつつ報酬を得るという事業主的な営業形態を取ってその職務を行っているものでございまして、裁判官及び検察官とでは、その所得を得る様態や職務内容が大きく異なると認識をしております。

また、裁判官及び検察官も国家公務員でありますので、その給与につきましては、国家公務員全体の給与体系の中でバランスの取れたものにする必要もございます。

裁判官、検察官の報酬、俸給月額につきまして、その対応する一般の政府職員の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めるということは、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重しつつ、裁判官、検察官の職務と責任の特殊性を給与に反映させるものとして合理性を有するものと考えております。

(参照条文)

- 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和

二十五年法律第九十五号)による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

○ 檢察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号)

第一条 檢察官の給与に関しては、検察庁法 (昭和二十二年法律第六十一号) 及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) 第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [] 携帯 []】